

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から13年1月11日まで
申立期間の標準報酬月額が、私の知らないうちに9万8,000円に引き下げられているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年1月11日）の後の同年1月22日付けで、12年1月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は、当該遡及訂正処理当時、A社の取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人は工場でB業務の仕事をしていた。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理及び当該事業所の社会保険事務には関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成12年1月から同年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から13年1月11日まで
申立期間の標準報酬月額が、私の知らないうちに9万8,000円に引き下げられているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成12年1月から同年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年1月11日）の後の同年1月22日付けで、12年1月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は、当該遡及訂正処理当時、A社の取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人は工場でB業務の仕事をしていた。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理及び当該事業所の社会保険事務には関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成12年1月から同年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年4月2日、資格喪失日は20年4月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年5月まで

昭和19年3月に尋常高等小学校を卒業し、同年4月からA社B工場で工員として勤務することになった。

20年*月*日のC大空襲の際には、近所のD川河川敷に避難し、当該空襲後も1か月ほどEにある他の工場で勤務した。

給与から保険料が控除されていたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B工場への入社の際、戦時中の勤務状況等について具体的に主張している上、F社（A社の社会保険関係事務の引継会社）から提出された男子工員索引簿によると、申立人の入社日は、昭和19年4月3日と記載されていること（ただし、退職日の記載は無い。）から、申立人は、その主張どおり尋常高等小学校を卒業後、A社B工場において勤務していたことが推認できる。

また、i) 社会保険事務所（当時）が戦後復元したと考えられる被保険者番号払出簿によると、申立人のA社B工場における労働者年金保険の資格取得日は、昭和19年4月2日と記載されていること（ただし、資格喪失日の記載は無い。）、ii) F社から提出された社会保険台帳によると、被保険者資格の得喪に関する記載は無いものの、申立人が被保険者番号を取得した旨記載されていることから、申立人は、当該事業所に入社すると同時に当該事業所B工場にお

いて労働者年金保険（19年10月からは厚生年金保険）の被保険者資格を取得したことが推認できる。

一方、上記のとおり、被保険者番号払出簿等には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記載が無い。

しかし、申立人は、「A社B工場でG工として勤務し、昭和20年*月*日のC大空襲まで忙しく働いた。空襲後は、焼失を免れた寮に移り、1か月ほどEにある工場で働いた。」と主張しているところ、この主張内容は、「A社*年史」の記述とおおむね一致していることから、申立人は、少なくともC大空襲があった日（昭和20年*月*日）までは引き続き当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人に係る記録が確認できない事情について、日本年金機構は、「当該事業所の被保険者名簿は、当時、管轄社会保険事務所に空襲を受け、被保険者名簿の相当数を焼失したため、終戦後、事業所から資料を取り寄せて復元を試みたものの、資格喪失日の記載が無い記録が多数存在することなどから判断すると、完全には復元されなかったものと考えられる。」と回答している。

以上の事実を前提にすると、本件に係る申立人の厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられ、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見ると、申立人が当該事業所に勤務した事実が推認できるところ、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月2日に労働者年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の厚生年金保険の資格喪失日については、C大空襲があった日の翌日（20年*月*日）とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年4月16日から同年5月までの期間については、申立人は、「20年*月*日のC大空襲後も1か月ほどEにある他の工場で勤務した。」と主張しているものの、退職した時期を明確には記憶しておら

ず、同時期に退社した同僚の名前等も記憶していないことから、申立人のA社B工場における退職日を特定できない。

このほか、申立人が当該期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで
昭和 30 年に高校を卒業してから 35 年 7 月 31 日まで継続して A 社に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該事業所が保管する「厚生年金保険被保険者整理名簿」によると、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録は、社会保険事務所（当時）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、オンライン記録によると、申立人と同職種の複数の元同僚にも、当該事業所における被保険者記録に申立人と同様の空白期間が確認できるところ、当該複数の元同僚は、「入社時は、傭人扱いで厚生年金保険に加入したが、昭和 32 年 8 月に B から C に現場が変わる際に、申立人を含む 5 名ほどが汎用機械所属から重機機械係に職種が変わった。その際、給与も月給制から時給制に変わり、給与が増額された一方で、厚生年金保険の被保険者資格はいったん喪失した。時給制であった間は、給与から社会保険料は控除されなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1202（事案 162、543 及び 814 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 29 日から 34 年 3 月 2 日まで
年金記録確認第三者委員会に、脱退手当金は受給していないとの申立てを行ったが、平成 21 年 2 月 4 日付け、22 年 1 月 27 日付け、及び同年 10 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。
委員会の結論及び委員会の判断の理由は納得できるものではないので、再度の審議を求めたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いこと、脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと及び申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらないことを理由として、当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、上記の決定後、申立人から再度申立てがなされたが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が認められないことから、平成 22 年 1 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、申立人と同時期に退社した元同僚から、申立人が脱退手当金の請求手続を行わなかったことを証明する内容の証言及び書簡を得られたとして、3 回目の申立てを行ったところであるが、これらの事情は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、平成 22 年 10 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の上記3回の年金記録の訂正は必要でないとする通知内容は納得し難いとして、4回目の申立てを行ったが、当該申立内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給されている場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過しており、これらの書面等は現存しない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情を考慮して判断しなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年3月2日の前後2年程度の期間内に、申立てに係る事業所において資格喪失した111名のうち、102名に脱退手当金の支給記録が確認できるところ、92名が資格喪失から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、当時は通算年金制度創設前であったこと、及び申立人についても資格喪失日から約1か月後の昭和34年4月21日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月28日から34年3月1日まで
昭和29年9月からA県のBダムの工事現場で、C社第*工区D班に所属して働いたが、そのときの厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にC社D班でBダムの建設工事に従事していた。」と主張しているところ、A県E郡F町が保管する申立人の住民票の除票によると、同町への転入（昭和34年8月1日）前の住所地として、申立人が勤務地と主張するBダムの工事現場に近い場所が記載されていること及び申立人が当時の班長として名前を挙げた者は、C社の保管する従業員配置表（昭和34年4月現在）にその氏名が確認できることから、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時におけるBダム工事の土木作業員については、班長を除く作業員は、日給制又は時給制の日雇労働者であり、雇用保険と健康保険は日雇労働者としてそれぞれ加入させていたが、厚生年金保険は加入させていなかった。」と回答しており、オンライン記録によると、申立人は、後日、Gダム工事において班長になったと推測される昭和34年3月1日に被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、申立期間当時の申立人について、厚生年金保険の被保険者としえない取扱いであったと考えられる。

また、申立人は、当時の同僚等の氏名をはっきり記憶していないことから、C社第*工区D班で申立人と同様に勤務した者を探すことができず、申立人の同班における勤務実態を確認することができない。

さらに、当該事業所は、申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 21 日から 56 年 7 月 12 日まで
② 昭和 57 年 7 月 1 日から 58 年 7 月 1 日まで

A事務所とB社に勤めていたときの標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額よりも低額なものとなっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人のA事務所における離職日以前6か月間の賃金額を基に算定される離職時賃金日額から算出した賃金月額(12万3,660円)は、申立期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額(6万4,000円)を上回っていることが確認できる。

しかしながら、申立人及び複数の元同僚は、「A事務所では、給与支給の際に、給与明細書を渡されなかった。」と供述しているほか、当該事業所は、当時の事業主の死去により既に廃業しており、関係書類も現存していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間の一部において、給与総支給額がオンライン記録の標準報酬月額を超えている月が確認できるものの、当該期間における厚生年金保険料控除額については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額とおおむね一致している。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額
の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、当該記録は、B
厚生年金基金（現在は、企業年金連合会）の標準給与額の記録とも一致して
いる。

さらに、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録
は見当たらない。

3 このほか、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月
額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる
関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく
厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはで
きない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から62年12月31日まで

A事務所に勤めていたときの標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額よりも低額なものとなっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人のA事務所における離職日以前6か月間の賃金額を基に算定される離職時賃金月額(18万9,990円)は、申立期間の一部において、オンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円及び10万4,000円)を上回っていることが確認できる。

しかしながら、申立人及び複数の元同僚は、「A事務所では、給与支給の際に、給与明細書を渡されなかった。」と供述しているほか、当該事業所は、当時の事業主の死去により既に廃業しており、関係書類も現存していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。